

平成30年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A(平成30年2月9日掲載)

| No | 種別 | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------|---|--|
| 123 | 1 応募団体・競争参加資格・入札書関係 | 【入札説明書 第1の3(5) 競争参加資格】 事業開始(契約締結)時点ではキャリアコンサルタント資格を有する者はいないが、平成30年度中にキャリアコンサルタント資格を取得する見込みである場合は、競争参加資格の要件を満たすか。 | あくまでも、事業開始(契約締結)時点でキャリアコンサルタント資格を有する者を配置する予定であることが必要である。 ご質問のケースのように、平成30年度中に取得予定であるが、それまでの間、他にキャリアコンサルタント資格を有する者を配置しない場合には、競争参加資格を満たしているとは言えない。 |
| 124 | 3 相談支援事業(仕様書第3関係) | 「常設サテライト窓口では、職場体験プログラムは実施しないため、常設サテライト窓口が属する上位のサポステの相談支援窓口配置する相談支援員・キャリアコンサルタントが兼務すること。」とあるが、「実施しない」という文言をどの程度の範囲で認識しておけばいいか。 具体的には、 ・常設サテライトのみを利用している若者には、職場体験プログラムを実施しないということか。 ・常設サテライトのみに勤務するスタッフは、職場体験プログラムに係る事ができないということか。 | 業務効率化の観点から、常設サテライト窓口においては、職場体験プログラムに従事するスタッフは配置せずに、上位サポステに配置する相談支援員・キャリアコンサルタントが兼務することにより、上位サポステに集約して実施するという趣旨である。 しかしながら、常設サテライト窓口において、上位サポステが行う職場体験プログラムへの誘導等、一定程度当該業務が発生することも見込まれるので、常設サテライトのみに勤務するスタッフが職場体験プログラムに関する業務に一切関わることができないというものではない。 なお、常設サテライトのみを利用している若者の職場体験プログラムは、上位サポステにおいて実施すること。 |
| 125 | 5 事業費関係(仕様書第5関係) | 【仕様書第5の1) 共通事項】 各区分間での経費の流用は認められないので留意することとあるが、基盤的支援メニューと実践的支援メニューとの間の経費の流用はできないということか。 | 委託契約書別紙「委託費交付内訳」に示している区分を跨ぐ流用は認めない。このため、同じ「体制費(人件費)」内であっても、基盤的支援メニューと基盤的支援メニューとの間の流用も認められない。 基盤的支援メニューは一般会計と雇用勘定の折半により措置、実践的支援メニューは雇用勘定より措置することとなるため、この間の経費の流用(特に、実践的支援メニューから基盤的支援メニューへの流用)を認めると、一般会計の支出額が予算額を超過してしまう恐れがあるため、ご理解いただきたい。 なお、経費の内訳の変更が必要な場合は、委託契約書第6条の規定に基づき、あらかじめ委託事業変更承認申請書を提出の上、労働局と協議されたい。 |
| 126 | 5 事業費関係(仕様書第5関係) | 【仕様書第5の2(2)ウ 印刷製本費】 印刷製本費については、基盤的支援メニューに属する経費は該当なしとされているが、例えば、サポステ案内用リーフレットは、基盤的支援メニューに属する経費ではなく、実践的支援メニューに属する経費として計上するという考えでいいか。 | 貴見のとおり、印刷製本費は、すべて実践的支援メニューに属する経費として整理しており、雇用勘定により支弁することとなる。 |
| 127 | 5 事業費関係(仕様書第5関係) | 【仕様書第5の2(2)エ 通信運搬費】 事業内容(仕様)の変更等に伴いホームページの追加、修正等を行う場合の経費は「実践的支援メニューに属する経費」の印刷製本費(例えば周知、広報に必要な経費)として計上すべきか、又は通信運搬費(例えばホームページ設置運営費)に計上すべきか。 | ホームページの追加、修正等を行うための経費は、「実践的支援メニューに属する経費」の「通信運搬費」として計上されたい。 |
| 128 | 5 事業費関係(仕様書第5関係) | 【仕様書第5の2(2)オ 借料及び損料】 事業実施に必要な設備、機器・器具及び備品については、原則として1年以内(契約期間の範囲内)の賃貸借契約(リース契約、レンタル契約)により調達することとあるが、法定耐用年数未滿でのリースやレンタルでは割高となってしまう。 このため、翌年度以降本事業を落札出来なかった場合には、受託団体がリース期間等の残余期間に係る費用を負担することを前提に、本事業の契約期間を超えるリース契約等を締結してもいいか。 | 本件調達単年度契約であり、事業実施期間外に発生する経費については支出対象経費とはならないため、事業実施に必要な設備等についても1年以内(契約期間の範囲内)で調達することを原則としているものである。 しかしながら、次年度以降事業を受託できない場合にあっても、事業実施期間外に発生する経費(残余期間のリース料や解約料)について、受託者が負担することを前提に、受託者の責任において事業実施期間を超えてリース契約等を締結することは可能である。 |

| | | | |
|-----|------------------|--|---|
| 129 | 5 事業費関係(仕様書第5関係) | <p>【仕様書第5の2(2)オ 借料及び損料】 職員が保有する通勤用車両を業務用に供する場合の車両借上料は、委託費により支弁することができない経費とされているが、職場体験先の開拓等で、交通の便が悪い場所へ訪問するときなど、職員の保有する自家用車両を一時的に業務用車両として使用していいか。</p> | <p>職員の通勤用の自家用車両(私用車)を一時的に業務用車両として使用することは差し支えないが、使用規定(私用車借上規定)を整備するなど、適切に運用した上で、活動事務費の「旅費」の車両運行旅費として計上されたい。 なお、車両運行費用は、1kmあたり37円を上限としているが、これは、ガソリン代に加え、職員の自家用車の借り上げに係る減価償却費用を加味した単価設定であるため、これとは別に車両借上料を支弁することは認められない。</p> |
| 130 | 5 事業費関係(仕様書第5関係) | <p>【仕様書第5の2(2)オ 借料及び損料】 ウイルス対策ソフトのライセンス料は、どの費目で計上すればいいか。</p> | <p>ウイルス対策ソフトのライセンス料については、 ・PCリース料やレンタル料と一体的にウイルス対策ソフトのライセンスを取得している場合(PCのリース料やレンタル料に、ウイルス対策ソフトのライセンス料が含まれている場合)は、基盤的支援メニューに属する経費の「借料及び損料」に計上すること。 ・法人所有のPCを使用しており、別途ウイルス対策ソフトをインストールする必要がある場合など、個別にライセンスを取得する場合は、基盤的支援メニューの「その他」(ファイルメーカーと同様の費目)により計上すること。</p> |
| 131 | 5 事業費関係(仕様書第5関係) | <p>【仕様書第5の2(2)オ 借料及び損料】 コピー機のカウント料は、どの費目で計上すればいいか。</p> | <p>コピー料金について、カウンター保守契約を締結している場合のカウンター料金は、基盤的支援メニューに属する経費の「借料及び損料」(保守料)として計上すること。</p> |
| 132 | 5 事業費関係(仕様書第5関係) | <p>【仕様書第5の2(2)オ 借料及び損料】 「実践的支援メニュー」である職場体験プログラムの体験先事業所の開拓のためにレンタカーを使用した場合、レンタカー費用は、「基盤的支援メニューに属する経費」の「本事業の実施に必要な業務用車両の借料」に該当するものとして経費を計上するのか。</p> | <p>「本事業の実施に必要な業務用車両の借料」については、「基盤的支援メニューに属する経費」として整理されているため、当該経費に該当する経費は、「基盤的支援メニューとして実施するプログラム」か「実践的支援メニューとして実施するプログラム」かを問わず、「基盤的支援メニューに属する経費」として計上すること。 なお、他の経費についても同様の考え方である。</p> |
| 133 | 5 事業費関係(仕様書第5関係) | <p>【仕様書第5の2(2)キ その他】 減価償却費の計算方法については、定額法による償却方法が示されているが、定率法による償却方法は認められるのか。</p> | <p>定率法による減価償却費を計上しても差し支えない。</p> |
| 134 | 6 その他(仕様書第6関係) | <p>【仕様書第6の1(1) 報告の種類】 (ア)から(イ)の各項目について、四半期報と明記されているが、月報としてSNACKSで報告している者とは別に、四半期毎の報告が必要となるのか。</p> | <p>中央センターへの報告とは別に、事業委託者としての都道府県労働局に対する報告として、四半期毎に報告してもらうことを想定している。</p> |
| 135 | 6 その他(仕様書第6関係) | <p>【仕様書第6の2(1) 成果物の提出】 本事業で作成した周知・広報に係る著作物を1冊のファイルにまとめて提出することとなっているが、いつの時点で提出することになるのか。</p> | <p>事業終了後、契約書様式第12号「委託事業実施結果報告書」とともに、提出されたい。</p> |

| | | | |
|-----|--------------------|--|---|
| 136 | 6 その他(仕様書第6関係) | <p>【仕様書第6の3(2) 個々のサポステにおける目標】 就職率の定義について、「事業実施期間における新規登録者数に対する就職者数の割合をいう。」とあるが、具体的にはどういうことか、例を示して欲しい。</p> | <p>就職者の定義の意味は、 「事業実施期間における就職した者の数」を「事業実施期間における新規登録した者の数」で除いたものであり、「事業実施期間における就職した者の数」には、過年度に登録し、今年度に就職した者を含むものとする。 例えば、以下の場合における就職率は65%となるが、場合によっては、就職者数が新規登録者数を上回る結果、就職率が100%を超えるケースもあり得るものと認識している。 ・平成30年度における新規登録者の数:100人 ・平成30年度における就職者の数:65人</p> |
| 137 | 6 その他(仕様書第6関係) | <p>【仕様書第6の3(2) 事業の目標】 No88の関係で、事業実施期間終了時点において、事業実績が事業目標に対して著しく低い場合は、債務不履行としての委託費の減額の措置を講ずる場合があるとされているが、事業実施期間終了時点(精算段階)に減額されるということか。</p> | <p>実際の適用のタイミングは、事業実施期間終了時点の実績を踏まえて判断することとなる。 なお、No88を補足すると、実際の適用に際しては、少なくとも事業実施期間中に行う指導監督等の場面において、改善計画書の提出を求めた上で、なお改善が見られない場合等に適用するなどの一定の手順を踏むこととなるため、委託費の精算段階において事前の予告なく適用することはないものと考えている。</p> |
| 138 | 7 提案書関係(提案書作成要領関係) | <p>【提案書作成要領 (1)提出書類】 添付書類として、サポステの利用の申込みに係る様式を提出することになっているが、これはサポステを利用する人の名前や住所、これまでの経歴や相談したいこと等々を書いてもらう法人で独自に作成した利用申込書を提出するという理解でいいか。</p> | <p>貴見のとおり、受託者が独自に作成する又は作成している、初めてサポステに来所した方が記入する利用申込み書の様式の添付を求めるものであること。 なお、仕様書第3の2(4)留意事項に示しているとおり、利用希望本人に配慮した様式となっていることを確認する趣旨のものであること。</p> |
| 139 | 8 提案書関係(提案書様式関係) | <p>【7】企画提案団体について(5)平成29年度事業実績(4~12月)と自己評価 力「進路決定件数(就職以外)」について、SNACKSの目標管理画面に件数の表示がないが、どのように件数を把握すればよいか。 また、出口理由が「起業等その他」の場合は、進路決定件数に含まれるか。</p> | <p>現行受託者に対しては、中央センターによる4~12月実績の集積が完了次第、以下の情報についてお知らせするので、当該実績を提案書に記載されたい。 ・就職率(全体) ・定着率 ・新規登録件数 ・就職件数 ・進路決定件数(就職以外) なお、就職以外の進路決定件数とは、「進学」「職業訓練」「起業等その他」「週の所定労働時間が20時間未満の就労」を含むものとする。</p> |
| 140 | 8 提案書関係(提案書様式関係) | <p>【7】企画提案団体について(5)平成29年度事業実績(4~12月)と自己評価 ク「高等学校等訪問件数(高校等へのアプローチ)」について、対象とする訪問件数とは、具体的にどのような訪問内容を想定しているのか。 例えば、サポステの周知広報にかかる訪問等も含まれるのか。</p> | <p>サポステ事業に関する周知広報のほか、アウトリーチに関する連絡調整のための定期的な訪問等、主として高等学校に対するアプローチを行う活動を想定している。 このため、訪問場所が高等学校であっても、中退者等へのアウトリーチ相談を行う活動については、ケ「アウトリーチ支援件数(中退者等へのアプローチ)」に計上されたい。</p> |